

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		行政財産目的外使用許可
根拠条例・規則等名		地方自治法、さいたま市財産規則、行政財産目的外使用許可事務取扱要領
条 項		法第 238 条の 4 第 7 項、規則第 21 条、要領第 6
所 管 部 課		財政局 財政部 庁舎管理課（電話：048-829-1173）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の要件を全て満たすこと。  (1) さいたま市の事業目的に資すると認められるものであること。 (2) 設置目的以外の目的に使用しないこと。 (3) 使用にあたっては、さいたま市庁舎管理規則を遵守すること。 (4) 使用にあたっての光熱水費を事業者側で負担すること。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 2 6 年 5 月 7 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	20 日
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		